

麻疹（はしか）による休校措置期間中の学生の課外活動について

学生の課外活動（公認団体に限る）については、6月7日から以下の 、 、
のうちいずれかを満たした学生のみ、各部の責任者（体育会は部長、他総部
は顧問）の確認のもと、一定の手続きを経たうえで学生部の判断により公式試
合等への参加を許可します。

麻疹の罹患歴があること。

すでに2回ワクチンの接種を受けていること。

抗体検査により麻疹に対する免疫があると確認されていること。

なお、ワクチンの流通量が増えるまでのワクチン接種、及び抗体検査で地域
医療に迷惑をかける行動のなきよう強く求めます。

2007年6月6日

学生部長 田和 正孝

手続き等の詳細については、学生課・課外活動カウンターまで問い合わせのこと。

学生課・課外活動カウンター TEL:0798-54-6112